

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和5年12月20日 開会時間・午前・午後 9時59分 閉会時間・午前・午後11時12分
出席者	南谷 清司 後藤 國弘 安藤 誠 佐藤 健 川柳 雅裕 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政務活動費について</li> <li>○ 議会図書室及び情報システムの充実について</li> <li>○ 議長副議長選挙における所信表明制度導入について</li> </ul>	

【開会=午前9時59分】

南谷清司委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。  
本日の協議事項は事前に協議事項がクラウドにアップされておりますが、政務活動費について、議会図書室及び情報システムの充実について、議長副議長選挙における所信表明制度導入についての3項目を予定しております。その中で、前回の確認をちょっとさせていただきたいのですが、シェアポイントのドキュメントのチャンネルの議会改革特別委員会を潜っていただくと、議会改革特別委員会のタイトルで12月20日の日付があって、前回11月20日の確認というPDFファイルです。それを中心にやっていきます。

前回の確認ですが、質疑時間ですが、現在、質疑70分、一般質問50分、討論10分以内となっている申し合わせ事項の第10ですが、そこに追加をして、ただし、予算決算特別委員会において質疑ができる場合には、質疑60分以内、討論20分以内とする。質疑から10分減らして討論に10分回すと、ただし、予算決算特別委員会で質疑の時間が保障されているという前提の場合ということです。これが議運へ送られるということです。

花村委員

こういう書き方ですと、3月議会と9月議会は質疑60分、討論20分以内とするというふうに読み取れちゃうけど、ちょっと違いますよね。

南谷清司委員長

3月議会には間に合わないと思うんですけど。

花村委員

いつ間に合うかじゃなくて、予算決算特別委員会が開かれる3月議会と9月議会がこれに該当すると読み取れるのですが、これまでの議論の内容とは違うのではないかと思います。

南谷清司委員長

今までの議論は、通年、この予算決算特別委員会が設置されれば4回ともという、そういう議論ですよ、そういうふうに読み取れない可能性があるというご指摘ですね。

佐藤委員

花村委員のおっしゃったご指摘に関してなんですけれど、一つのやり方としては、予算決算特別委員会が設立された年度において質疑ができる場合というふうにするとうまくいくのかなと思います。

南谷清司委員長	<p>法令上の文言のことになりますので、意図は年4回の議会全てにおいて、年度当初に予算決算特別委員会が設置されていれば、その年度の4回の議会は全部こういうふうにするという、その意図についてはよろしいですね。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>事務局と、文言の話ですので、調整させていただきます。その次、政務活動費についてです。使途については法や条例の規定以上の制限は不要であるという共通理解が得られています。現状維持が多数であるが、ひとり会派の委員が多いので、継続審議で、もうちょっと考えたらどうかという、そんなことで継続になっています。今回、継続しよう、審議しようということだったのですが、ここでご提案ですけれど、議員定数削減条例が議会に出されて、それが総務委員会へ付託されています。この議員定数削減条例の付託で、総務委員会でいろいろ議論をされていたのですが、関連がありますから傍聴させてもらいましたが、やはり定数を削減すると報酬はどうなるかとか、常任委員会の委員の人数とか、常任委員会の数はどうなるかとか、政務活動費はどうするかとか、そういったことが疑問点とか、これも検討しないかとかということが出てまいりました。それで、総務委員会に付託されて、総務委員会で議論がされている以上、議会改革特別委員会で議論するというのも、2カ所で別々に議論すると話がややこしくなりますので、議会改革特別委員会としては、ひとまずこの議論は止めて、総務委員会の議論の行方を注視するという形にさせてもらったほうがいいのではないかと思います。委員の皆様のご意見があればお願いします。</p>
佐藤委員	<p>前回、会派を設立されていない、つまり会派設立届を出していない議員に関しての政務活動費について、後藤委員からご発言がありました。そのことに関しては検討をして良いのではないかと考えております。</p>
南谷清司委員長	<p>会派設立届を出していない、どこにも所属していない会派の議員がもしいた場合の政務活動費の支給についてということですね。それが明確でないというその一点ですね。大筋として、総務委員会の議論を注視するという方向性はよろしいですか。</p>

	(異議なし)
南谷清司委員長	今の佐藤委員の指摘ですけれど、会派に所属しないということはあるんですか、ありえないですか。
議会総務課課長 補佐	会派に所属しないという例は、過去一時的にありましたので、所属しないことあると考えられます。
南谷清司委員長	そうすると、会派に所属しない場合は今の規定だと政務活動費はどうなるんでしょう。
議会総務課課長 補佐	現在、私どもの交付条例におきましては、会派に対し政務活動費を交付することに関して定めておりますので、あくまでも交付の対象は会派ということになると思われま
南谷清司委員長	そうすると、法令上は会派に所属しない議員には政務活動費を支給する根拠がない、つまり支給されない、それを覚悟の上で会派を設立せずに1人でぶらぶらしておってほしいという、そういう解釈ですね。そんなようなことですが、これ以上、特に審議をする必要もないような気がするんですが、欲しかったら自分で会派を立ち上げればいいし、いらなかったらそのままいいという感じなんですけれど。
佐藤委員	おっしゃる通りですので、皆さんもそれでよろしければ、それでよろしいと思います。
南谷清司委員長	<p>それでは、今の疑問は解決したということで、総務委員会の議論を注視して、何らかの方向性なり結論なりが出たら、そこで必要であれば、議会改革特別委員会で審議をするという形で政務活動費は対応していきたいと思えます。</p> <p>最後、会派控え室割当方法について、原則的な考え方を制定してはどうかということで、ここに会派控え室に関する申し合わせ事項を制定。</p> <p>1 議員控え室の割り当ては、羽島市議会議員選挙後の最初の議会において、議会運営委員会で原案を作成し、全員協議会で協議し決定する。</p> <p>2 議員控え室の割り当ては原則として以下によるものとする。(1) 会派の構成人数に応じて、議員1人当たりの割</p>

り当て面積が同程度であることを基準として、会派控え室を割り当てる。(2) 同一会派は同室になるよう配慮する。ただし、同一会派が複数の控え室に分かれることを妨げない。(3) 複数のひとり会派等を同室に割り当てることを許容する。(4) 会派構成人数が多い会派から控え室を選択する。同一人数の場合には該当会派で協議し、その結果を踏まえて議長が決定する。

3 議員控室は任期中の4年間は原則として固定する。ただし、その任期中に会派構成等に異動が生じた場合は、当該会派の責任において処理する。

こんな申し合わせ事項を制定しましょうということで前回は終わっておりますが、どうでしょうか。何かご意見があれば。

佐藤委員

こちらの第1項に関してなんですけれども、選挙後の最初の議会というふうに言葉がございますが、補充された場合とか、補欠で増えた場合とかというのは、どのようになるのでしょうか。

南谷清司委員長

想定しているのは、厳密に言うと普通選挙ということになります。となると、普通選挙と入れるということになります。4年に1回の普通選挙ということになります。ここで最終決定ではなくて、これが議会運営委員会に送られて、申し合わせですから最終的には全員協議会で協議されて決定されるということになると思いますので、このまま決まるとは限りません。よろしいですか。

佐藤委員

3項目目についてなんですけど、原則固定というのは例外も想定されていると思うんですけれども、会派構成等とありますので、「等」というのがよくわからないんですけれども・

南谷清司委員長

この「等」は先ほどの会派構成と言えは構成ですけど、お亡くなりになったとか、補欠選挙やって違う会派の人が当選したとか、いろんなことがあるので、「等」を入れているということです。通常考えられるのは、会派から誰かが独立したとか、誰かがそこから離れてひとり会派が一緒になったとかが普通なんですけど、それ以外にお亡くなりになる。あるいは補欠選挙が行われて、違う人が当選とか、いろんなことが考えられるので入れてあります。

佐藤委員	<p>会派等になるんじゃないですか。</p>
南谷清司委員長	<p>微妙な文言なんですけれど、要するに会派の状況に変化があったら、変化あった後の会派は固定されるので、その変化後の会派で動いたところが1つか2つなんでしょうけど、そこで協議をする、それ以外の会派は関係ないという意味合いです。</p> <p>ほかによろしいですか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷清司委員長	<p>それでは、これで議運のほうへ送らせていただきます。先ほどの羽島市議会議員普通選挙後、この「普通」を入れて、4年に1回の選挙という意味です。</p> <p>では、今日の話へ入りまして、真ん中2番目の議会図書室及び情報システムの充実についてということでございます。2ページ目に簡単に協議事項を整理させていただきました。議会図書室のあり方、何をどう整備するかという議会図書室のあり方です。あとは情報システム、今整備されて使い始めているんですが、そこにどういうふうに、今のままなのか、もうちょっとこんな情報もという話なのかという、その中で、議会日程、特に議会改革特別委員会がいつ開かれているとか、広報広聴がいつ開かれているとか、議会運営委員会がいつ開かれているとか、なかなか議員自身が傍聴しようと思っても、いつ開かれているのかわからないので、傍聴ができないという状況がありますので、その辺の改善が一つ盛り込んであります。ただ、情報をたくさん載せれば載せるほどいいとは言えるんですけど、マンパワーの問題もありますので、事務局の職員さんの人数は限られますので、そのマンパワーでどうできるかということと、予算措置がどうかという、その裏付けのある議論をしていかなければいけないと思っています。ご意見を伺うわけですが、その前に事務局から、フォルダの中に議会改革特別委員会協議事項についてというタイトル資料があります。そこに議会図書館の設置についてということで、説明を事務局からお願いします。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>早速ではありますが、議会図書室の設置につきましては、地方自治法に設置に関しての定めがあります。地方自治法第100条の第17項において、政府は市町村の議会に官報及び特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなけ</p>

ればならないという政府の義務が定められています。第18項に、同様に都道府県に対しても同様に公報、適当と認める刊行物の送付義務が定められております。その前提におきまして、第19項において、私ども議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、先ほどの政府、都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管しておかなければならないというところで、議会図書室をどういう意味合いで設置しなければならないかということについて、法が定めているというところを挙げさせていただきました。もう一つは、平成30年12月に定めていただきました議会基本条例には、第21条で議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとし、ますということ、議会がそのように努力をするということも決めていただいているというところについて列記させていただきました。

南谷清司委員長

ありがとうございます。議会図書室の基本的なことは地方自治法や基本条例で定められている、それに基づいて現在の羽島市議会の議会図書室も設置されているということです。この議論で出てきたのは、議案とか議事録がそこへ行ってもパッと見られないんじゃないかという話があったわけですが、この9月議会以降は全てオンラインでサーバー上に保管されているもので議員は全部見ることができる、過去の分をどうするかとなると、過去の分は当然あるんですけど、常設で置いておくことができるものと、これがなくなったらなくなってしまいうから、なくなるところへ厳重に保管しなければいけないというものもあると思われるので、過去の分の取り扱いはどうか、そんな話も含めながらということですので、議論のポイントは現状の図書館をどのように改革するか、改善をするか、そのポイントについてご意見があったらお聞きしたいと思いますので、お話しテーマは今の状態を踏まえて、さらに改善、改革するには何がポイントか、ただ、そのときにマンパワーと予算はある程度頭に入れてお願いをしたいなと思います。

安藤委員

過去のをウェブ上に上げるというと、かなりの作業だと思いますので、過去のもはそのままで、これから出てくるものをウェブ上で公開していくということがよからうと思うんですけど、市民への公開というのは、ある程度制限がいると思うんですけど、そのあたりをどうするのか

佐藤委員	<p>というのがちょっと心配です。</p> <p>図書室を実際利用する際に、本棚が非常に大きいんですが、本が小さくて、立っている状態からだとなんか非常に見えにくいというような課題がありまして、このサイズ感が不整合という物理的な問題がまず一つあります。もう一つの問題は、議会図書室にパソコンが一切ないので、当然政府のデータベースとか、いろんな情報を調べることができない状態になっていますので、それは改善の必要があるんじゃないかと思います。あと、ウェブ上に上げる作業については、過去のものに関しても若干は必要なのではないかとは考えます。</p>
川柳委員	<p>先に確認ですが、議会図書館の話で、これは何回くらい会議をやっているのでしょうか。</p>
南谷清司委員長	<p>実質的には1回目ですけども、前も話題にはなったけれど、実質的には初めてです。</p>
川柳委員	<p>その上で申し上げます。ちょっと思い出して欲しいものがある、旧庁舎のときは2階のロビーのところに、いろいろ羽島市の例規集とか、羽島市の行政資料とか、いろんなものが置いてあって、市民の人、また市民以外の人であっても、少なくとも広報はしまとかはいくらでも見れたんです。でも、全く今はそういうようなことが見れない状況になっているので、市議会の図書室の議論をするというこの問題について、すごく楽しみにして今日来たんですけど、少なくとも私達の議事録とか何とかは市民も同じように見る権利があると思うので、せめて私達の判断でできる限りのことであつたら、4階の邪魔にならないスペースに、議会のいわゆる市民が見てもいいものは少なくとも並べておいて、いずれも市民の皆さんで関心ある人だったら見れるというようなもの、つまり、この議会図書館というのは議員のためだけにあるものなのか、でも私は市民のためにあるものと思っているので、市民の皆さんも利用できるような、議会図書館があるのが理想かなというふうに思っている、今の議会図書館は市民の皆さんにはどこにあるかもわからない状況と思うけど。私、旧庁舎のときに、議員控え室のところに図書館みたいな本がずらっと本が並んであって、その中の行政情報誌というのは毎週のように見に来て、自分はあの中からもいろいろネタを拾っていたこと</p>

	<p>があるので、例えば1人では買えない雑誌とか、1人では買えない情報誌でも、議員の皆さんとか議会の図書費の中で何か得るものをみんなで見ると、情報を得るものがあるんだとしたら、今は紙ベースじゃなくて、ウェブのライセンスがないと見られないような部分もあると思うんですけど、図書室というのは、みんなが情報を得るとか、またはここから羽島市議会がこういうことやっているという発信の場でもあるといいと思うので、せめて4階に空いているスペースがあったら、市民の人が見てもいい、少なくとも市民の人も本を読める、議会の情報が得られるものを作るべきかなというふうに思って今日参りました。</p>
南谷清司委員長	<p>ありがとうございます。今の協議事項の資料の一番最後に委員長意見ということで、僭越ながら私の意見を書かせてもらいましたが、川柳委員と同じようなことで、理想的には議会関係に関わらず、公開可能な市行政文書を集めて、議員のみならず、市職員や一般市民の活用も想定した羽島市行政資料室兼議会図書館として整備するのが大きな方向性だろうというふうには思いますが、その議論はちょっと置いておいて、事務局にお尋ねですけど、年度ごとに欲しい本はありませんかという調査がかかりますが、情報誌、例えば教育新聞とかがあるんですけど、あるいは時事通信の小さい冊子とかがあるんですけど、そういう情報誌をお願いするというのも可能ですか。</p>
議会総務課課長補佐	<p>現在、会派に対して希望図書を募る形で図書を購入しております。予算上、確か4万円程を毎年度見ておりますので、現状では会派を通じた要望で、予算の範囲内ということであれば購入は可能と考えられます。</p>
南谷清司委員長	<p>いわゆる定期購入、新聞を取るという話なんだけど、それも多分対応は内々の話なので、予算執行でそこまで条件がついているわけではないと思うのでいいと思うんですけど、多分、図書購入費は毎年度余っている、その執行状況を教えてください。</p>
議会総務課課長補佐	<p>正確な数値は申し訳ありませんが、余っているかどうかで言いますと、余りがあります。</p>
南谷清司委員長	<p>毎年4万円ずつ本が増えているとはとても思えないので、川柳委員の最初の、もっとあれもこれも買ったらい</p>

というのは、まだ買えますという状況です。もう一つの将来展望については、ここで今話し合うにはちょっと難しいかなというような状況です。

後藤國弘委員

あまり議会図書室を利用したことがないので、私自身は何とも言えませんが、例えば羽島市議会の本会議での議事録はウェブ上に上がっていますし、ウェブ上である程度は見られるかと。行政の刊行物等に関しても、これから上げられるものはウェブ上で上げていけばほとんどOKかなと思います。紙ベースで残す必要は私自身はないと思って、例えば新聞等であれば、議会ではいわゆるウェブ上で見られるような契約をしていただければ、3紙くらいサブスクでいけるのかなと思う、結構お金かかるかなとは思いますが、そういうこともできるかなと思います。どうしてもウェブ上とかデジタルになっていないものに関しては、紙ベースでその部分に置いていくというのは、今後必要かなと思っています。

花村委員

委員長書かれたレジュメの3行目あたりの議案、議事録、資料、申し合わせ事項のウェブ上での公開ということで、後藤委員言われたように議事録については見れるんだけど、委員会や全協についても何らかの方法で公開されるといいかなというふうに思います。また、その次の行の委員会の議会日程等もより広く、議員のみならず公開されるのが望ましいというふうに考えます。あと、委員長意見の羽島市行政資料室という話ですけど、今の議会図書室は議員じゃないと入れない、議員と同行して、名前を書いてもらった上で入れれば、一般の市民の人も見れるけど、それは公開とは言い難い状況にあるので、委員長意見で書かれたような、一般市民も見れるような行政資料室ができるのはいい方向だというふうに考えて、賛成いたします。

南谷清司委員長

花村委員から全協とか各委員会の議事録のウェブ公開ですが、今なされていますよね、公開を実はされているんです。見るとねなかなか楽しいです。ですから、議事録公開はおそらく、かなり羽島市は進んでいる状況にあると思います。

ということで、大きな話の中では、いろいろ将来的な理想的な話はあるんですけど、デジタル化がどんどん進んでいる状況の中で、どんどんウェブに上げる、あるいはウェブにあるということを紹介する、そういうような機能に議

会図書室は進んでいったほうがいいんじゃないかと、そうすると、サブスクでの定期購入ということも、図書の予算にサブスクの定期購入的な予算も含めた予算要求をかけていく、総額は別に増やす必要はないので、そんなことも考えながらいくということになるのが、今のお話を聞いてみると大きな方向性なんですけど、先ほどの佐藤委員からあった、手ぶらで来るとネット検索できんぞという、そういう話が出てくるわけで、そこに確かにパソコンが1台、そんなに高級じゃなくていいので、検索ができればいいというパソコン、大判のタブレットでもいいんじゃないかとは思いますが、そんなことがちょっと必要かなと、そういうのを置いて、その中に全国の法令の検索というようなのをメニュー化して羅列していくというのも一つの将来的なあり方かなということには思ったりはしますが。今話を聞くと、議会改革として声を大にして、こんなことを改革してほしいと言うのではなくて、デジタル化に合わせて図書館もデジタル化をどんどん進めてほしいということでパソコンを置いて、そこで検索するとこういう情報が取れますよ、そのためにもいろんな情報の定期購読も推進してほしいというような話でまとめてよろしいですか。

(異議なし)

南谷清司委員長

日程はぜひ上げてほしいですよ、議会中の委員会開催とか、議会中以外の委員会の開催とか、でないとならば傍聴に来れないので、実際、私も傍聴したくても傍聴できないです。その辺は事務局いかがですか。日程のウェブ上での、まずは議員だけでいいんですけど、公開というのは。

議会総務課長

まずは、議員の皆さんにタブレットで、その後市民へ。

南谷清司委員長

市民まで公開するかどうか、それは当然なされるべきだと思いますけど、まずは実現可能かどうかを。

議会総務課長

タブレットは載せれるようにしたいと思っております。

南谷清司委員長

タブレットは研究していただいて、ひとまず議員にわかるような方法を考えていただいて、それを議員が使って見て、市民にどうするか、シェアポイントでは市民に公開できないので、それも考えながら、最終的には議会日程のことですので、当然市民に公開すべき内容ですので、そこま

で頭に入れていただきながら、どうという方法があるかを検討していただいて、積極的に進めるということです。

佐藤委員

先ほど申し漏れがあった事項なんですけど、専門の職員として司書がいたほうがいいんじゃないかということと、本を選ぶ方針を決めたほうがいいんじゃないかと思っております。司書に関しては、呉市議会図書室とかがやっているみたいなんですけれども、いろんな調べもの、議員が例えば、今回、野口議員からも今度歯科に関する条例を検討されているということでお話ありましたけれども、いろいろ条例を立案したりとか、そういった際にいろんな調べものというのが必要になってきますので、レファレンスサービスとって、こんなことがしたいんだけど、相談に対応できるように、週に1回か月に1回か、その辺は皆さんにご判断いただくとして、司書さんをぜひ入れたらどうかと考えております。あと、選書方針に関しては、本の範疇もいくらでもあるので、例えば漫画を入れたいとか、いろんなことがあるかもしれません。そういうときに漫画をどんどん入れていくのかということ、それはそれで問題があるかもしれませんので、こういった本を超えた基準で選ぶという方針は決めないといけないかなと思っております。

南谷清司委員長

図書館たるもの、選書方針は当然あって然るべきとは思いますが、多くの場合、限られた予算でたくさん本を書きたいとか、そういう場合に絞り込むために選書方針が使われるんですけど、先ほどの話で、予算が余っている状況で、希望すれば大体のものは買ってもらえるという状況なので、選書方針を作るとなると、かなりの議論が出てきますので、そこまでのコストパフォーマンスがあると私が言っただけですけど、そんなことを思ったりもしています。あと、図書館の司書は当然おったほうがいいんですけど、それを財政当局に予算要求すると、市立図書館の司書にという話は当然出てくると思うんです。別に電話置いておくから、そこの司書に電話してくれれば、向こうの司書がリファレンスサービスやるぞという話が、結果が見えているような気がしますので、ご意見としてはお伺いしますが、ちょっと議会改革特別委員会としてそれを取り上げてということは難しいかなというふうでよろしいですか、私が勝手に答えてしまったんですけど。

佐藤委員

一応私も司書の勉強をした者として申し上げるならば、

いろいろな調べものが、たくさん皆さんあると思いますので、特にレファレンスサービスというのはすごく便利なものですので、ぜひ知っていただいて、図書館で使って、今の議会図書室に司書を置くかどうかに関わらず、ぜひ使っていただきたいと思いました。

南谷清司委員長

リファレンスサービスについてちょっとご紹介させてもらおうと、羽島市に図書館あります。図書館で司書はリファレンスサービスします。あそこと県図書館が結びついていますので、そこでリファレンスサービスを申し込むと、県図書館でもリファレンスサービスをしてくれますので、県図書館で見つかりとその本が宅配か何かで羽島市立図書館まで送ってくれますので、そういう制度もありますので、これはご紹介だけですけど、もう一つ余分な話ですけど、岐阜県議会には議会図書館が、新しい議会棟は知りませんが、前の議会棟はこの半分ぐらいの広さの議会図書館があつて、行政資料がごまんとあつて、司書が1人いて、司書にこれ調べてというのと、ちゃんと調べて、何時間後かに電話かかってくるという仕組みがあつたんですけど、あれは県であり、県議会であるから可能な仕組みで、なかなか市議会では難しいかなと思いますけれど、一度ご覧になっていかれると、議会図書館ってこんなに本があつて、こんなふうになっているんだなというのが見ていただけるかなと思います。

今の話で、議会図書室及び情報システムということですが、まず議会図書室は終わりたいと思います。

情報システムは、ウェブをもっと活用する方向で、データを上げていく方向で考えていきたいと思いますということと、日程をウェブ上でまずは議員に公開して、その先は一般市民への公開を見据えてということなんですが、それ以外に、情報システム、これで立ち上げましたけれど、何か特段のご意見があれば、これも予算が要りますので、なかなか難しい話です。始まったばかりですが、議会運営委員会でも評価をしてやっていかれると思いますが、皆さんも特に何かあれば。

後藤國弘委員

予定に関しては、365のアプリの中に予定表があるので、そこへどんどん入れてもらえればすぐ議員はわかると思うんですけど、おそらく、予算はかからないと思います。

南谷清司委員長

研究してみてください。その先には市民公開があります

川柳委員	<p>から、市民の公開も頭に入れながら、情報システム全般で何かここで話して、議会運営委員会に申し送るかという話になるかとは思いますが。</p> <p>今日話すのは時期尚早かと思いましたが、私、入院中も皆さんの一般質問の中継を見ていました。私が見ているということは、他の人も見ているというわけなんですけど、今、市の記者クラブの皆さんも、県警の皆さんもみんなウェブで見て、いわゆる傍聴には来ないという人がおって、将来はもしかしたら傍聴席がいなくなるような気もするんです。すごくそれが寂しいなとか思って、子どもを連れてこれるように、一生懸命やってるのになとか思ったから、せめて殺風景なものじゃなくて、傍聴に来ればこんなものも見れるよという図書館が本当にあればいいな、または情報がもっと得られるようであればいいなというふうに思ったので、ちょっと一言付け加えさせていただきます。</p>
南谷清司委員長	<p>ありがとうございます。何もかもウェブではなくて、開かれた議会という視点も忘れずに進めていきたいと思います。</p> <p>ほかに何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷清司委員長	<p>特になさそうですので、最後の議長副議長選挙における所信表明制度ということです。これは地方自治法で議長、副議長の選挙のことが定められている、あるいは公職選挙法の規定も受けてくるわけですので、法令上どう解釈するかという微妙な問題があったりもします。その辺の概略を他市の例も含めて事務局にご説明をいただけるでしょうか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>まず議長、副議長の選挙についてというところからお話をさせていただきますと、厳密には委員会の委員長、副委員長も含まれますので、ちょっと前置きをさせていただきます。地方自治法の第100条では普通地方公共団体の議会、ここで言うところの市議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならないということで定められております。この選挙にあたりまして、実際適用される公職選挙法の規定は、記載事項と投函の方法について定めた第46条の第1項、第4項、それから、点字投票ができる旨</p>

を定めた第47条、それから代理投票について定められた第48条、無効投票に関して定めた第68条第1項、当選人に関する一部の条文になると思いますが、第95条、これらが適用されるということで、条文で言うと5つの条文が列挙されて適用されることになっております。この裏返しから、議長、副議長の選挙と言われるのは全員の中からお互いふさわしい人を選ぶという互選主義というのが取られているというふうに解釈されます。逆に言いますと、公職選挙法において、通常、立候補に関する規定が定められておりますが、議会内選挙に関しましては、この立候補に関する条文の適用がありませんので、そういうことも含めて立候補制というのは採用できないというふうに考えられます。

南谷清司委員長

ありがとうございます。議長、副議長、委員長、副委員長もそうですが、基本は互選になっている、立候補してなくても、誰に投票してもいい、それで最多票の人が当選というか選任されるということです。ですから、自分で自分に票を入れてもいいですし、これが一つ大きなルールということで、もう一つが、法令では、議長の任期は、議員の任期と一緒にということで4年です。普通選挙が終わって最初の議会で議長が決まると、その任期4年間はその議長なんですけれど、羽島市は慣例で1年なんですけれど、今までのやり方は、辞表が出ると即座に議長選挙をやって新しい議長を決めるという流れなので、そこで、どういうふうに立候補の所信表明という仕組みを入れていくかというのは、なかなか技術的には、議長が辞任する前に所信表明するわけにもいかんだろうし、辞任したら議長がいなくなるので、すぐ議長を決めないかんといいところがあったりもします。ということで、まずは率直なご意見を聞いて、議論を深めるか深めないかというところも考えたいと思いますので、最初からこれは無理という話になるのか、ちょっと議論を深めてみようという話なのか、その辺を論点にしてご意見をお願いします。

安藤委員

互選で選ばれた正副議長の所信表明というのはあってもいいかなと思います。

南谷清司委員長

選ばれた後に挨拶がありますけど、あれを所信表明と言っていいかどうかちょっとわかりませんが、挨拶があります。そこでもうちょっと所信をしっかりとしゃべるといって、

佐藤委員	<p>そういう話ですね。</p> <p>議長副議長選挙に関しては、所信表明を導入する必要があると考えております。一方で委員長や副委員長に関しては特段導入する必要はないと考えております。議長、副議長の所信表明の必要性についてなんですけれども、今回、私も初めて4月に当選させていただいて、その後選んだわけですけど、過程がよくわからないのと、なぜ議長さん、副議長さんがどういう理由で、どういった運営をされたいかとか、そういったこともよくわからない状況でいきなり票を入れるみたいなことになりまして、もうちょっと改善したらいいと思いましたので、ぜひ検討いただきたいと思います。</p>
川柳委員	<p>私は議長、副議長が互選であったにしても、議会だよりか何かで一応挨拶が載っているから、私はそれが所信表明に値するんじゃないかなと思っていましたから、なんで今この話が出るのかなと、あまり急いで、今ここで決めることじゃないかなと言うふうに思っています。ただ、決め方というのは、市民にはわからない決め方なので、佐藤委員が言われたように。要は、いわゆる慣例に沿って、この人で行こうかという話で、内々で話し合って決まってという話だけど、これは明文化されていないので、いつかトラブルになるんじゃないかという心配はしています。</p>
後藤國弘委員	<p>一番わかりやすいのは、例えば議長任期を4年にして、4年に1回に向けて各議員が立候補していくというのが一番わかりやすいかなと思いますけど、そうすると根底から変えなければいけなくなりますので、現状の互選主義でやっていくとすると、辞表を出した後に、例えば時間的余裕を持つとか、日にちを変えるとかして次の日とか、そのときにいわゆる立候補する人の所信を表明する準備をさせていただくというような形に持っていくのではないかなとは思いますが、現状においてなかなかそれは難しいかなと思いますので、議長、副議長に選出されたかたは後からきちっとした所信を表明させていただいて、その所信をウェブ上でも公開していくという方向性しか今は仕方がないかなと。</p>
花村委員	<p>技術的な、日程的なことはまだ考慮のうちに入っていないんですけど、こういった所信表明をして、その上で投票があ</p>

	<p>るといのが本来の形ではないかなというふうに思います。それで、議会改革特別委員会協議事項についてという形で作っていただいた資料を見ると、可児市議会が公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならないでありますとか、蒲郡市議会も所信表明を行う機会を設け、市民にわかりやすい議会運営を行うことを目的とするという形で、市民に開かれたというか、誰が議長になり、どういった思いで議長になっていったのかという過程も市民にわかりやすくなるというのは、これは良い方向であるというふうなことを思いました。以上です。</p>
<p>南谷清司委員長</p>	<p>ありがとうございます。大体お話をお聞きすると、もう少し深めたほうがいいなというのが2人、このままでいいんじゃないという人は3人ということです。ということであれば、次回もうちょっと議論しましょうということで行きたいと思いますが、よろしいですか。</p>
<p>川柳委員</p>	<p>議長、副議長経験者にお聞きしたいんですけど、選任された、また当選した場合、後日新聞になりますよね、あれは記者会見か何かあるんですか。経験のある方に聞きたいんですけど。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>当選後というか、就任後、新聞記者さんが取材に来ます。そこで質問に答えるような形で、議長としてどういうふうにやっていきたいとか、どんなことについて関心があるとか、そういったようなお話しをさせていただいて、それが記事になっている、新聞に載っていることについてはそういう感じですよ。</p>
<p>南谷清司委員長</p>	<p>記者クラブ主催ではないんですね、各新聞バラバラ、どうも個別取材のようですね。</p> <p>それで、次の回にこの議論を深めるということですが、立候補制にするということは、私は大変な疑義を持っておりまして、法令で想定されていませんので、そんなことしちゃって本当にいいのという、所信表明を例えばその前に全協を開いて所信表明をしてもらって、それを参考にして本会議場で投票するという仕組みは別にいいと思うんですけど、それでも所信表明した人以外に投票しちゃいけないという、それはかなり法令上は厳しい話ではないかなということだと思いますので、その辺も踏まえて、また次</p>

花村委員	<p>回議論をしていきましょう。</p>
南谷清司委員長	<p>法令上の話をもう少し詳しく聞きたい。</p> <p>今の地方自治法と公職選挙法では互選主義です。私達が議員になる時の選挙とか、自治体の議員を選ぶのとは違います。それは法令上はそういう仕組みになっています。ただ、立候補制にしちゃだめとまでは書いてないので、想定されていないというだけです。ちょっと難しいところがあります。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>少し付け加えさせていただきますと、今の立候補制の話で、議長、副議長の選挙に立候補制を厳格に取り入れる、逆に言えば、立候補者以外の投票を認めないというのは法令違反になってしまいますので、法に厳格に立候補制を取るということはできないことになります。もう一つ、仮に事実上の立候補制、多分可児市議会はいわゆる事実上の立候補制を取っていた場合、立候補者以外の議員に票が集まって当選した場合、それを法的に排除することはできませんので、多分ここでの議論は互選主義という法的な前提の中で、事実上立候補制を取り入れるかどうか、逆に言えば、所信表明をしたいということも認めつつ、逆にそれをする必要がないと思ってみえる人はしなくてもいいという折り合いをどうつけるかということが他市の例、特にホームページなどでは、立候補しない人が当選することを排除しないという注意書きが、そこはそういう法令上のデリケートなところで配慮されておりますので、その点だけ付け加えさせていただきます。</p>
南谷清司委員長	<p>その点も次回の委員会までに研究を深めていただいて臨んでいただければと、なかなかデリケートなことですので、今申し合わせで議長の任期は1年でこうやって代わっていますけど、羽島市委員会では条例で議長任期を1年にするぞと決められないですよ、それと同じような話でもありますので、またよろしくお願いします。</p> <p>あと、議員定数削減が協議事項としてあったんですけど、これは今回議案が出て総務委員会に付託されてしまっていますので、私達の議題から外しますというわけで、今日の議題は一応全部取り上げました。次回、整理と今の続きということになります。今までの整理をして、最終的に議会運営委員会、全協へ報告してホームページに載せると</p>

いう作業がありますので、そこに向けた整理をしがてら、今のテーマを取り上げるということで、いつがいいでしょう。それほど急ぐ必要はありませんが、1月か2月に1回やれば、多分それで収まるのではないかなと思うので、1月22日月曜日、午前10時からでいいですか。

(異議なし)

南谷清司委員長

これで今日は閉じさせていただきますが、議長さん副議長さん何かありましたら。

藤川議長

皆さん長時間わたり、慎重に審議をいただいてありがとうございました。政務活動費については、総務委員会の結果を待ってということになって、せつかくこれまで議題として挙げていただいたのに外れることになったということは致し方ないかなと。

議会図書室と情報システムの充実に関してですけど、旧庁舎をご存知ない方もいらっしゃると思いますが、旧庁舎は議員控え室の中に本棚が置いてあって、そこが実質の議会図書室という扱いになって、室になってないんですけど、一応地方自治法上は室を設けないといけないというふうに規定されていますので、法律違反の状態であったというのを、かねてから改善の必要性があったところ、新庁舎ができたことによってこのような形になったんですが、今日も議題にあがりました市民への公開というところで、セキュリティの面から、今の場所においてはなかなかハードルがあるかと思えます。そういったところも含めて、まだまだ改善の余地があるというふうに考えておりますが、ひとまず電子データ等利用していくとか、スケジュールを共有していくとか、そういった改善につながる意見を出していただきましたので、そういったところが実現していくことを望んでおります。

議長副議長選挙における所信表明制度導入についてということで、いろいろご意見を挙げていただきました。当選後に所信表明をウェブ上に載せたらどうかというご意見ですとか、事実上の立候補制を導入して所信表明をした上で、選挙に臨むというご意見もございました。私の経験というか、ちょっと懸念するところがありますのは、先ほどの事務局の説明の中で、立候補を表明しなかった人を除外することはできないということでありまして、そうすると場合によっては、例えば3人の候補者がいた場合に、Aさんと

Bさんは表明をしたけど、Cさんはしなかった。Cさんが当選した場合に、これをどのように市民に説明するのかというところで難点が出てくるのではないかと、あるいはAさんとBさんの表明した演説内容を当然市民に公開することになるかと思うんですが、Aさんのほうが市民からの共感を得ているのにBさんが当選した場合、なんでBさんなんだという抗議が市民から上がるのではないかとか、かえって市民にわかりにくさとか、納得できないところを伝えてしまうことにもならないかという懸念もございまして、なかなか法律の縛りがある中で、市民にわかりやすさというところをどこまで形にしていくのかというのは難しい議論だなというふうに、皆さんのお考えを聞いてて思いました。これからこの関係については深めていただけたらと思いますので、引き続き皆さんのお知恵を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

南谷清司委員長

最後のテーマはなかなか奥が深いので、しっかり考えて次回に臨みましょう。お疲れ様でした。ありがとうございました。

【委員会終了＝午前11時12分】